

基盤整備等に関する中間論点整理骨子(案)

2019年3月18日
事務局

目次

第1章 検討の背景

- 第1節 ユニバーサルサービス制度の概要 P. 1
- 第2節 基盤整備に係る取組 P. 3
- 第3節 主な環境変化と目指すべき方向性 P. 4
- 第4節 諸外国の取組 P. 6

第2章 取組の方向性

- 第1節 電話サービスの持続可能性の確保(短期的取組①) P. 7
- 第2節 新たなサービスの利用環境の確保(短期的取組②) P. 8
- 第3節 ユニバーサルアクセスの実現に向けて(中長期的取組) P. 11

- 第3章 今後の検討について P. 12

(1)NTT法について

①電話の役務の提供に関する責務(3条)

- NTT持株・東西は、全国における適切・公平・安定的な電話サービスの提供を義務付けられている。これは、国民の日常生活に不可欠で重要な加入電話サービスについて、全国における安定的な供給を確保するために設けられたもの。
- NTT持株・東西は、独占的な地位と安定的な財源に基づいて全国ネットワークを整備した旧電電公社から、設備、人員、業務の全てを承継したことから、その特別の地位に着目した規定であるとされている。

②地域電気通信業務に関する規定(2条)

- NTT東西は、「地域電気通信業務」として、「同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務」等を営むことを目的とする株式会社として設立された。これは、公社民営化に当たり、構造分離により公正競争を図る観点から、区域外通信等において新規参入が進展すると想定されたことから、NTT東西の業務範囲を区域内通信(県内の音声通信サービス等)に限定するために設けられたもの。
- 一方、自己設備設置要件は、公正競争上の理由に加え、区域内通信が、電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤や加入者回線設備等のボトルネック設備を前提とする業務であり、NTT東西がこれらの基盤を公社から独占的に継承した点を踏まえ、NTT東西に対し、他者が撤退してもサービス提供を維持する「ナショナル・ミニマム」としての設備設置を義務付ける趣旨とされている。

③利用者利益の確保に関する規定(12条等)

- NTT東西の提供するサービスの提供条件について、NTT法上の直接規定はないが、事業計画に対する総務大臣の認可(12条)、財務諸表の総務大臣に対する提出義務(13条)等の規定を通じ、構造的に利用者利益を確保する仕組みである。

- NTT法は、NTT東西に対して、電話の役務の提供を義務付けるとともに、それを含む地域電気通信業務を本来業務として規定すること等により、公正競争の促進を旨としつつ、競争を補完するものとして、電話サービスの適切・公平・安定的な提供を確保し、「ユニバーサル・サービス」を実現するものと考えられるのではないか。
- NTT法の関連規定(自己設備設置要件等)については、規制の背景・趣旨を踏まえつつ、環境変化に対応していく必要があるのではないか。

(2) 電気通信事業法について

① 基礎的電気通信役務の概要

- 電気通信事業法は、公正競争の促進を旨としており、料金その他の提供条件について、累次の規制緩和を行ってきた。一方、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務」として「基礎的電気通信役務」を規定し、適切、公平かつ安定的な提供に努めることを義務付けている(法第7条)。
- 基礎的電気通信役務は、競争の進展により、NTT東西の内部相互補助による日本全国における安定的な提供が困難となってきたことを踏まえ、平成13年に交付金に係る制度を導入するに当たり整備された。その後、約款規制(第19条)、会計整理義務(第24条)、役務提供義務(第25条)、技術基準適合義務(第41条第2項)に係る規律が新たに整備された。

② 基礎的電気通信役務の対象

- 現在、電話(加入電話、緊急通報等)、公衆電話(第一種公衆電話による市内通話等)、一部の光IP電話となっている。
- 基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)の運用に当たっては、「不可欠性」(国民生活に不可欠であること)、「低廉性」(誰もが利用可能な低廉な料金で提供されること)、「利用可能性」(全国どこでも利用可能であること)を3要件とし、全てを満たすものとして加入電話等を対象としてきたが、条文上、要件として明記されているのは「不可欠性」のみである。

③ 交付金制度の概要

- 競争の進展による地域間格差を是正するため、「適格電気通信事業者」(現在はNTT東西)と接続等を行うことにより受益している他の事業者の負担により赤字の一部を補填するため、「交付金制度」に係る規律を定めている。
- 赤字額の一部を補填することとしているのは、経営の効率化を図ること等を目的としたものだが、その結果、あまねく提供の維持を強制する規定が存在しないことと相まって、本制度のみではサービスのあまねく提供を担保する仕組みとなっていない。

■ 基礎的電気通信役務は、(ア)条件不利地域における役務提供を確保する「競争補完」、(イ)約款規制等を通じて適正な提供条件を確保する「利用者利益の確保」の両面を具備する、複合的な概念と考えられるのではないか。

■ 基礎的電気通信役務の制度趣旨に鑑みれば、国民生活にとって「不可欠」なサービスを対象とした上で、上記(ア)・(イ)を通じて、「低廉性」と「利用可能性」を実現しようとするものと考えられるのではないか。

関連する制度等について

①NTT法と電気通信事業法の関係

- NTT法・電気通信事業法はともに、国民生活に不可欠なサービスの適切・公平・安定的な提供を図るため、「競争補完」(ナショナル・ミニマムとしてのサービスの安定的提供)と「利用者利益の確保」(サービス提供条件の適正性等)を実現しようとするものであるが、そのための規律の内容・手法は異なっている。

②基盤整備に係る支援(予算措置等)

- 光ファイバや携帯電話基地局等については、電気通信事業者をはじめ民間事業者による整備を基本としつつ、条件不利地域においては、国・自治体の負担により整備を行い、自治体や電気通信事業者が運営を行う場合がある。
- 具体的には、(a)自治体等が整備し、利用者にサービスを提供する一方、保守等を外部委託する「公設公営方式」、(b)自治体等が整備した設備を民間事業者に貸与し、当該事業者がサービス提供を行う「公設民営方式」、(c)民間事業者が整備とサービス提供を行うものの、自治体等が整備費の一部負担等の支援を行う「民設民営方式」等が採られている。
- 今後、公設の設備が更新時期を迎えるに当たり必要となる費用の負担が自治体にとって大きな課題となっている。

- NTT法及び電気通信事業法は、異なる観点からユニバーサルサービスの実現を企図しており、相互に補完し合う関係にあると言えるのではないか。
- また、予算措置等の基盤整備支援は、制度上あまねく提供が担保されていないブロードバンドサービス等について、設備設置の観点から手当を行ってきたものであり、役務提供の維持を図るユニバーサルサービス制度とは趣旨・目的を異とするものであることから、引き続き、「車の両輪」として進めることが適当ではないか。

(1)サービスの高度化・多様化

①ブロードバンドサービスの普及

- ブロードバンドサービスは、インターネットが社会・経済・文化を支える基盤となり、コンテンツが多様化・リッチ化するに伴って普及し、契約数はFTTHが3千万件超、LTEが1億2千万件超となる等、着実に普及が進展している。
- ブロードバンドサービスは、利用者料金等の提供条件に関する規律の適用を受けていない。
- 今後、動画配信の拡大等の大容量化を見据えれば、音声・データ伝送等IPベースの多様なサービスを支える基幹的インフラとしての重要性が高まることが想定される。

②モバイルサービスの進展

- 携帯電話サービスは、国民生活に不可欠なサービスとして普及・定着しており、契約数は1億7千万件超、世帯保有率は約95%(固定加入電話は約70%)。緊急通報についても、携帯電話からの発信が増加傾向にあり(110番は全体の7割超が携帯電話発)、社会経済活動の基盤としての役割が拡大している。
- また、スマートフォンの普及等により、インターネット利用者のうち10代から40代では80%以上がスマートフォンを端末として利用するなど、モバイルサービスはインターネット利用においても重要な役割を果たしている。
- 利用者料金等の提供条件については、事前規制は撤廃されており、競争を通じて料金の低廉化が図られてきたが、諸外国と比較して高額な利用料金等の課題が指摘されている。
- 今後、5Gにより多様なニーズに対応できるようになる他、あらゆる社会的課題を情報通信技術を活用して解決するSociety5.0時代の到来を見据え、モバイルサービスの重要性は一層高まることが想定されている。

③現在の基礎的電気通信役務が果たしている役割

- 固定加入電話については、生活スタイルの変化等により、契約数がピーク時の4割程度となる等、利用率が長期的な低落傾向にある一方、「一家に一台」の連絡先として、いまだに社会経済活動に不可欠の基盤として機能している。
- (第一種)公衆電話についても、携帯電話の普及等により、利用率は低下しているものの、震災時における優先通信機能や局給電等により、大規模震災等の非常時におけるライフラインとしての役割が期待されている。
- 今後、当面の間、ブロードバンドサービスや携帯電話を補完し、高齢者や離島等の条件不利地域を含むあらゆる世代・地域における基礎的なサービスとしての位置付けを保つと考えられる。

(2)2030年に向けた構造変化

①我が国の社会構造の変化

- 人口減少、過疎化の進展により、条件不利地域におけるサービス提供がますます困難になると想定されることから、効率的なサービス提供を通じた現行サービスの維持が課題となっている。
- 高度ICTサービスが国民生活に不可欠な基盤となり、利用できないことが社会的排除につながるようにするとともに、提供条件の適正化等を通じて利用者利益を確保することがますます重要になってくる。

②ネットワーク構造の変化

- ネットワーク仮想化の進展により、設備と機能の分離が進展する等、非電気通信事業者の役割の拡大等が生じ、基幹的なサービスの提供に関わる主体が多様化することが想定される。
- 5Gの本格導入を踏まえ、固定通信と移動通信の融合等、既存の市場区分を越えた事業者間連携等が進展することから、不可欠サービス提供の公平性・適正性等を確保するため、技術革新に柔軟に対応可能なルールの在り方が求められている。

目指すべき方向性(案)

- 当面の間は、サービス・社会構造の変化は過渡期であるため、重要な役割を果たす電話サービスの継続的提供を確保するため、先進的な技術を活用する等の効率化を図っていくことが適当ではないか。
- サービスの高度化・多様化を見据え、電話を前提としたユニバーサルサービス制度を改め、競争が一定程度進展しているサービスについても、国民生活にとって不可欠なものについては、競争補完の位置付けを確保しつつ、提供条件の適正性や安定的なサービス提供等、利用者利益が確保できる仕組みを構築すべきではないか。
- 一方、我が国の社会構造の変化を見据え、不可欠なサービスについて社会的排除が生じないよう、非競争的なサービス(条件不利地域におけるインターネット接続サービス等)については、効率性に配慮しつつ、あまねくサービスの提供を担保する仕組みを構築すべきではないか。
- 以上の取組を通じて、有線・無線等を問わず、必要とする情報通信サービスを誰もが適正・公平・安定的に享受できる環境(ユニバーサルアクセス)の実現を目指すべきではないか。

1 検討の背景

1-4 諸外国の取組

- 欧米等の諸外国においても、ユニバーサルサービス制度が設けられており、国により差異はあるものの、電話等の不可欠サービスをあまねく低廉に利用可能とすること等を目的として、特定の事業者に対するサービス提供の義務付け、適切な料金設定、条件不利地域における基金を通じた損失補填の仕組み等を構築している。
- 情報通信サービスの高度化に対応し、提供を義務付けるサービスについて技術中立的な規定を設ける、適格事業者に対してブロードバンドサービスの提供を義務付ける等の制度見直しが行われている例も見られる。

		日本	米国	英国	韓国
ユニバーサルサービスの範囲等	固定電話	・電話サービス	・公衆交換網への音声級アクセス等 ・市内通話	・電話サービス	・有線電話サービス
	携帯による代替	×	○	○	×
	VoIPによる代替	×	○	○	○
	公衆電話	○	×	○	○
	緊急通報	○	○	○	○
	携帯電話	×	×	×	×
	ブロードバンド	×	○ (BBの提供を基金受領の要件としている。)	○ (2018年より対象)	○ (2020年より対象予定)
基金の稼働	○	○	×	○	
ユニバーサルサービス基金	規模	65億円(2018年)	46.7億ドル(2017年) ※高コスト支援プログラムの規模。 ※BB支援を含む。	—	441億ウォン(2015年)
	支援額の算定方法	ベンチマーク方式	ベンチマーク方式 ※高コスト支援プログラムの方法。	—	ベンチマーク方式
	財源 (負担者)	事業者負担 (接続等により受益している 電気通信事業者)	事業者負担 (州際電気通信サービスを 提供する事業者)	—	事業者負担 (年間売上高が一定額以下の事業者 等を除く電気通信事業者)
	負担割合	電気通信番号数比	州際・国際収入比	—	売上額(付加除く)比

課題

- NTT東西は、2025年までに固定電話網をIP網に移行するに当たり、利用者が極端に少ない等の事情によりメタル再敷設や光化が極めて不経済となる場合に限り、アクセス区間の一部に他者の無線設備を利用して効率化を図ることを提案している。
- これまでFWAの活用等の個別事例はあったが、メタル回線の耐用年数等により、他者設備利用の必要性が高いと認められる事例が全国的に遍在する可能性があることから、効率化の観点からの必要性を明確化した上で、NTT法の規定(電話の提供の責務、自己設備設置要件)や電話に係る技術基準等との関係について整理することが必要となっている。

主な意見

<委員からの意見>

- 今後のユニバーサルサービスを考えるに当たり、技術サービスの進展に加え、少子高齢社会、過疎化の進行、経済的・社会的格差の拡大といった日本社会が今後迎える構造的変容を意識する必要がある。
- 技術革新による競争の促進は重要であり、ユニバーサルサービスとしての電話への要求仕様を効率的に維持するために、利用可能な技術や制度を幅広く検討する必要がある。

<事業者からの意見>

- 今後、ルーラルエリアを中心に、メタル再敷設が非効率な場合等には、無線を含めて最適な方策を検討したい。(NTT)
- NTT法により守られてきた公正競争に関する制度に配慮した慎重な議論が必要。(KDDI)
- 無線等を用いた固定電話の提供については、NTTグループの公正競争要件に影響を与えないことが必要。(ソフトバンク)

考え方(案)

- NTT法の趣旨を踏まえ、NTT東西の電話サービスの提供については、自己設備設置を基本とすべきではないか。
- その上で、2030年代に向けた社会構造の変化等を見据えれば、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合、これを例外的に認めることは、将来にわたる安定的で低廉なサービス提供に資するといえるのではないか。
- そのため、主に以下のセーフガード措置を講じることを確保すべく、所要の制度整備を講じるべきではないか。
 - 他者設備の利用がNTT東西等の責務の遂行に寄与するものであること
 - 公正競争環境に影響を及ぼさないこと
 - 安定的なサービス提供を確保すること
- また、他者設備利用など電話サービス提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定においてどのように反映すべきかという点についても検討していくべきではないか。

(1) 不可欠なサービスの拡大・多様化への対応

課題

- 現在の基礎的電気通信役務である固定加入電話、公衆電話等については、生活スタイルの変化やサービスの多様化等により、利用率が低下傾向にあるものの、いまだに社会経済活動において重要な役割を果たしている。
- 一方、インターネットについても、特に電子メール等のサービスは、基本的なコミュニケーション手段として用いられている。また、携帯電話サービスは、幅広い世代・地域において、公私にわたり生活に密着した通信ツールとして普及している。これらは、国民生活に不可欠なサービスであるが、これまでいわゆる「3要件」に該当しないものとして、基礎的電気通信役務の対象となっていない。(利用者料金を含む提供条件の公平性・適正性については、競争を通じて実現することが期待されている。)
- 利用者利益の確保を図るべきサービスが拡大・多様化している一方、現在の基礎的電気通信役務の制度は、これらに柔軟かつ機動的に対応する仕組みとなっているとはいいがたい。

主な意見

<委員からの意見>

- 基礎的電気通信役務の3要件(不可欠性、低廉性、利用可能性)に関しては、要件として法律上規定されている「不可欠性」と、規定されていない「低廉性」「利用可能性」を区別すべき。
- Society5.0時代の到来やサービスの多様化を踏まえ、ブロードバンドサービスや携帯電話についても、ユニバーサルサービスの対象とし得るのではないかと。これまで、固定電話を念頭にユニバーサルサービスが議論されてきた結果、約款規制、交付金制度、NTT法による提供責務がパッケージにされてきたが、常にセットである必要もないのではないかと。対象サービスを拡大するのであれば、制度目標を達成するため、必要な規律を適時適切に組み合わせるといったことも検討すべきではないかと。
- 2030年を見据えれば、震災時の連絡ツール等で携帯電話の位置付けは一層高まる。

<事業者からの意見>

- ユニバーサルサービスの対象については、社会構造の変化等を踏まえ、国民のコンセンサスを得ながら議論すべき。(NTT)
- 携帯電話を基礎的電気通信役務とすることは、競争環境下でもエリアカバーされており、現行制度の趣旨に合わない。(KDDI)
- 現行の基礎的電気通信役務の対象サービスは維持すべき。携帯電話は、エリアカバーが進展しており補填の対象とする必要がないこと、電波性質により安定的な提供が困難であること等から、対象とすべきではない。(ソフトバンク)

(1) 不可欠なサービスの拡大・多様化への対応（続き）

考え方(案)

- いわゆる「3要件」のうち「低廉性」及び「利用可能性」は法律上規定されておらず、要件というよりは基礎的電気通信役務が達成すべき目標と考えられるため、本来は、「不可欠性」を中心にして基礎的電気通信役務の対象を考えるべきではないか。
- 現在、基礎的電気通信役務の対象となっているサービスについては、①固定加入電話が一家に一台の基本的な連絡手段として位置付けられ、屋内等電波の届きにくい場所の通信を担っていること、②公衆電話が災害時の優先通信機能等により重要な社会的機能を果たしていること等を踏まえ、引き続き、基礎的電気通信役務として位置付けることが適当ではないか。
- 一方、Society5.0時代を見据え、今後国民生活に不可欠なサービスが多様化することを踏まえれば、技術中立性確保の観点からも、いつまでも固定加入電話等のみが基礎的電気通信役務として位置付け続けられることが適当とは思われない。そのため、国民生活に不可欠となる多様なサービス(例:ブロードバンドサービス)の性質等に応じて必要な範囲と程度の規律が課され得るよう、電気通信事業法上の基礎的電気通信役務に関する規律(例:約款規制、技術基準適合義務、交付金制度等)を弾力化し、競争を補完しつつ、利用者利益の確保を図るための制度整備を検討することが適当ではないか。
- 上記規律を検討するに当たっては、競争の進展により利用者利益の確保が図られていると認められるサービスについては規律の程度を必要最小限なものに限定すること、利用者利益を確保する必要性が乏しいサービスについては対象外とすることも検討すべきではないか。
- なお、携帯電話サービスについては、国民生活に密着したサービスである一方で、事業者からは、競争環境において全国あまねく適正な提供が確保されている等の指摘があった。その在り方については、規制を最小限に留めるという観点も踏まえ、基礎的電気通信役務制度との関係も含めて検討を深めていく必要があるのではないか。

(2) 交付金制度の見直しを通じたサービスの安定的な提供の確保

課題

- 国民生活に不可欠なサービスの中には、条件不利地域をはじめ区域内における利用可能性が確保されていないものがある。
- 電話については、NTT法に基づいて、NTT東西に対してあまねく日本全国における提供が義務付けられているが、その他のサービス(例:インターネット接続サービス)については、基礎的電気通信役務の対象とした上で、交付金制度による補填を受ける仕組みの対象とすることが考えられる。しかしながら、現在の交付金制度は、事業効率化を促す観点から、赤字額の一部を補填することとしているため、結果として、当該制度単体では、地理的格差の是正を担保する仕組みとなっていない。

主な意見

- <委員からの意見>
- 市場を通じてあまねく提供することが確かとはいえないサービスについても、政府が供給を確保するために対象とするということも、認められてしかるべきではないか。
 - 費用補填を受けた事業者に対して、特定地域におけるサービス提供や低廉性確保のための一定の提供条件を義務付けることは、仕組みとしては合理的である。
- <事業者からの意見>
- 条件不利地域については、基金、補助金などが必要になるが、国民負担は最小化すべき。(KDDI)
 - 基礎的電気通信役務の範囲は、補填の要否という観点からの判断が必須であり、競争への影響、国民負担の最小化等の側面に照らして判断すべき。(ソフトバンク)

考え方(案)

- 上記2-2(1)のとおり、基礎的電気通信役務の対象範囲の拡大を見据えると、業務区域によっては、国民生活に不可欠であるが、市場競争が行われず、利用可能性を担保できないものもあると考えられることから、交付金制度を強化することにより、安定的なサービス提供を確保するための制度整備を検討することが適当ではないか。
- 具体的には、条件不利地域におけるブロードバンドサービス等について、交付金制度に基づく補填額を赤字額の全額とする等の支援強化を図る一方、適格事業者の指定に当たっては、諸外国で用いられている「競り下げ方式」等により国民負担の最小化の方策を講じるといった効率化に向けた枠組みを設けることも検討すべきではないか。
- インターネット接続に当たりモバイルサービスの利用が進展していることを踏まえれば、ブロードバンドサービスについて、有線又は無線等を問わず技術中立性の観点から規定することについても検討すべきではないか。

課題

- 2030年代を見据えれば、5Gの本格導入やフルIP化等により、ブロードバンド・ネットワークを通じて、有線又は無線等を問わず、利用者がニーズに応じて、多様な主体が提供する多様なサービスを利用可能な技術的条件が整うことが想定される。
- 誰もがこうしたサービスを適正・公平・安定的に享受できる環境(「ユニバーサルアクセス」)の実現に向けて、地理的条件等により利用できるサービスの範囲や水準に格差が生じ、社会的排除につながることを防ぐことが課題となる。

主な意見

<委員からの意見>

- 2030年以降は人口減少等の社会環境も大きく変動してくることから、より先を見据えるべきではないか。

<事業者からの意見>

- ユニバーサルサービスの対象については、社会構造の変化等を踏まえ、国民のコンセンサスを得ながら議論すべき(再掲)。対象サービスについては、技術中立的かつ経済合理的な手段による提供する必要がある。また、個別の論点として、提供エリア、提供主体、費用負担等の論点についても検討を深めるべき。(NTT)
- ブロードバンドを整備すれば、音声もデータも利用可能となり、生活に必要なほぼ全てのニーズに対応できるようになることから、まずは競争により、各世帯でのブロードバンド利用環境整備を講じるべき。(KDDI)
- 将来的には、市場競争、ニーズの多様化等を踏まえ、本質的に全ての国民に保障すべきはアクセスであり、そのために基幹的なアクセス部分の確保が必要。(ソフトバンク)

考え方(案)

- ユニバーサルアクセスの実現は、Society5.0時代における国民の利便性の確保、国際競争力の強化等の観点から、極めて重要であり、まずは競争によりサービスの高度化、普及促進を図ることが重要ではないか。
- 加えて、上記2-1及び2-2に掲げた取組を通じて、競争をより有効に補完し、国民生活に不可欠なサービスについて利用者利益を確保する措置を強化する等、あらゆる政策ツールを動員して、実現を目指すべきではないか。
- また、ユニバーサルアクセスの概念の具体化に当たっては、現行のユニバーサルサービス制度との整合性も考慮しながら、ユニバーサルアクセスに求められる構成要件等について継続的な検討を行うことが適当ではないか。

- 総務省においては、「2 取組の方向性」で示した考え方に基づいて、必要な制度整備に向けて具体的な検討を進めることが適当ではないか。
- 具体的には、関係事業者や有識者の意見を踏まえ、制度面を中心に専門的・集中的に検討を進める観点から、検討体制を強化することが適当ではないか。
- ユニバーサルサービス制度の在り方については、国民生活を支える基盤となるサービスに係るルールづくりに直結するものであり、2030年代以降の我が国の有り様を見据えた国民的議論を喚起していくことが必要である。こうした観点から、引き続き、多様な関係者の意見を踏まえながら、検討を進めていくことが適当ではないか。

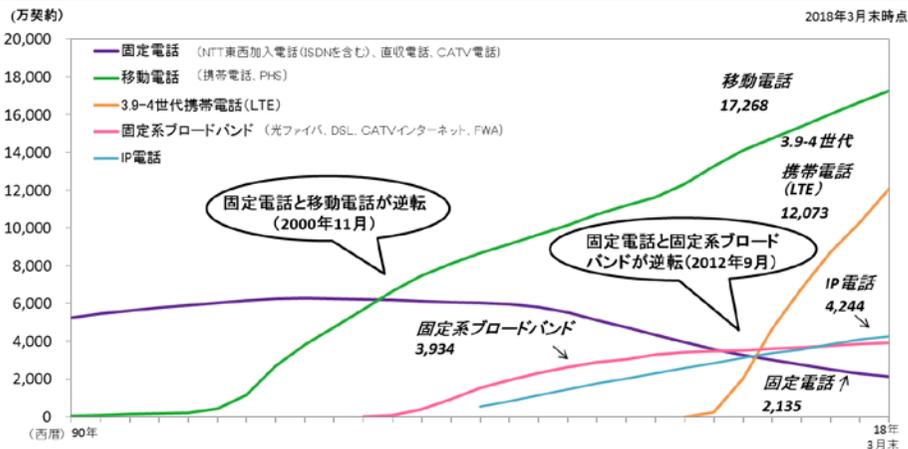
(参考資料)

電気通信サービスを巡る環境変化

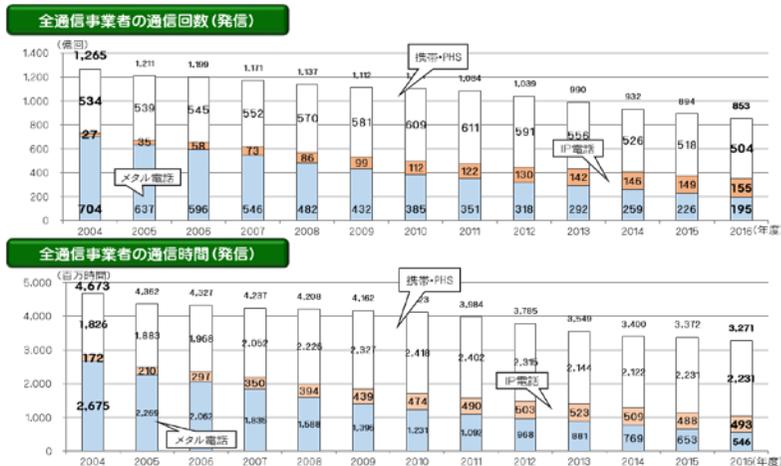
1 検討の背景

- **固定電話の契約数については、ピーク時の4割まで減少しており、特に加入電話の減少幅が大きい。**固定電話の世帯保有率、音声トラヒックについても、同様に減少傾向。一方で、**携帯電話、ブロードバンドサービスの契約数は着実に増加し、普及が進展。**
- **固定電話の世帯保有状況も低いとは言えず、社会経済活動に不可欠な基盤として機能。**一方で、今後Society5.0の到来等を見据えると、**モバイルサービスやブロードバンドサービスの重要性が高まることも想定。**

電気通信サービスの契約数の推移

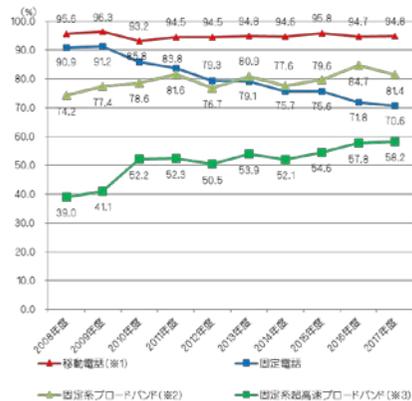


音声トラヒックの推移



固定電話・携帯電話・固定系ブロードバンドの保有状況

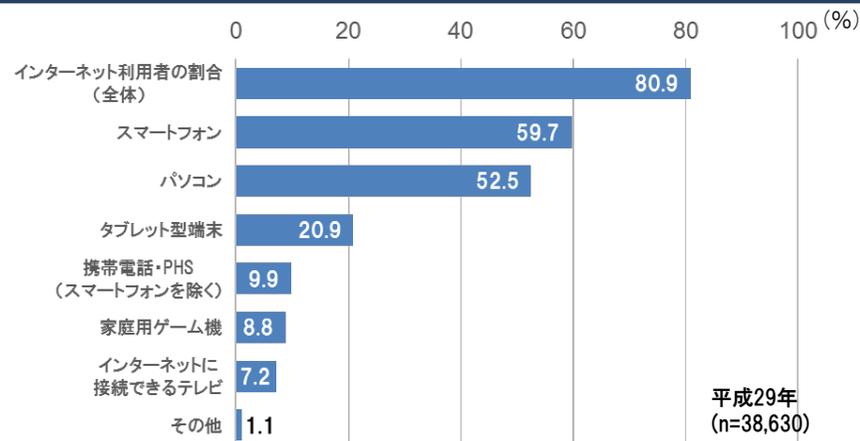
<世帯保有状況 (年度別)>



<世帯保有状況 (主年齢別)>



インターネット利用機器の状況(個人)



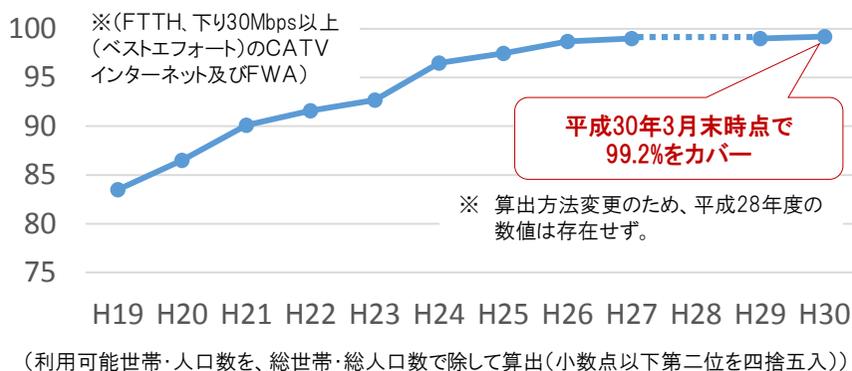
※1 「移動電話」は、携帯電話・PHS利用世帯の割合。
 ※2 「固定系ブロードバンド」は、過去1年間に自宅パソコン等からインターネットを利用したことがある世帯に占めるDSL、FTH、CATV、FWA利用世帯の割合。
 ※3 「固定系超高速ブロードバンド」は、過去1年間に自宅パソコン等からインターネットを利用したことがある世帯に占めるFTH利用世帯の割合。

1 検討の背景

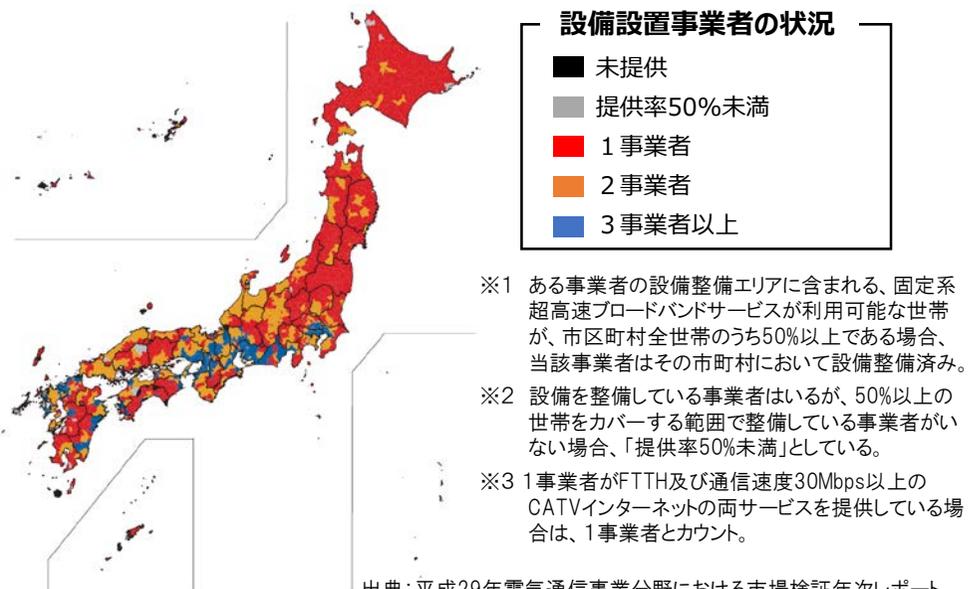
固定ブロードバンド市場の状況

- **超高速ブロードバンドは全国の99.2%の世帯をカバーしているが、人口が少ない地域等では十分な設備競争が進展していない。**
- **平成19年以降、固定ブロードバンド全体、FTTHサービスの契約数は一貫して増加している一方で、FTTHサービスの料金は近年変動がない。**

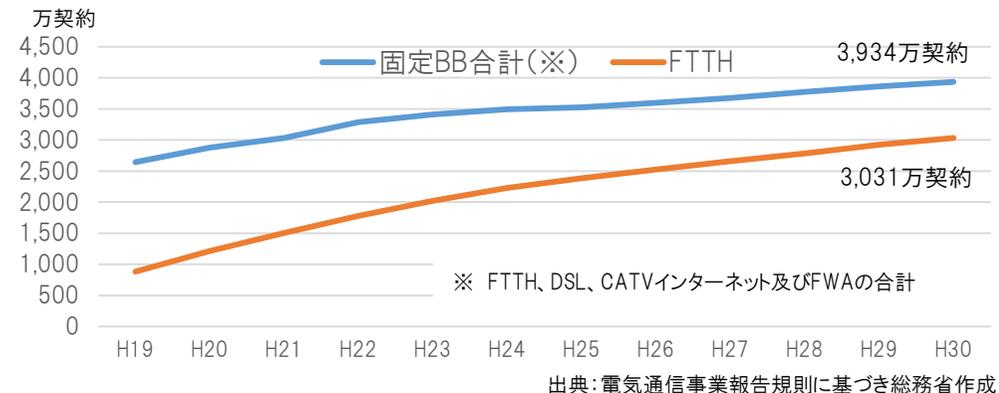
超高速ブロードバンドサービス※の世帯カバー率



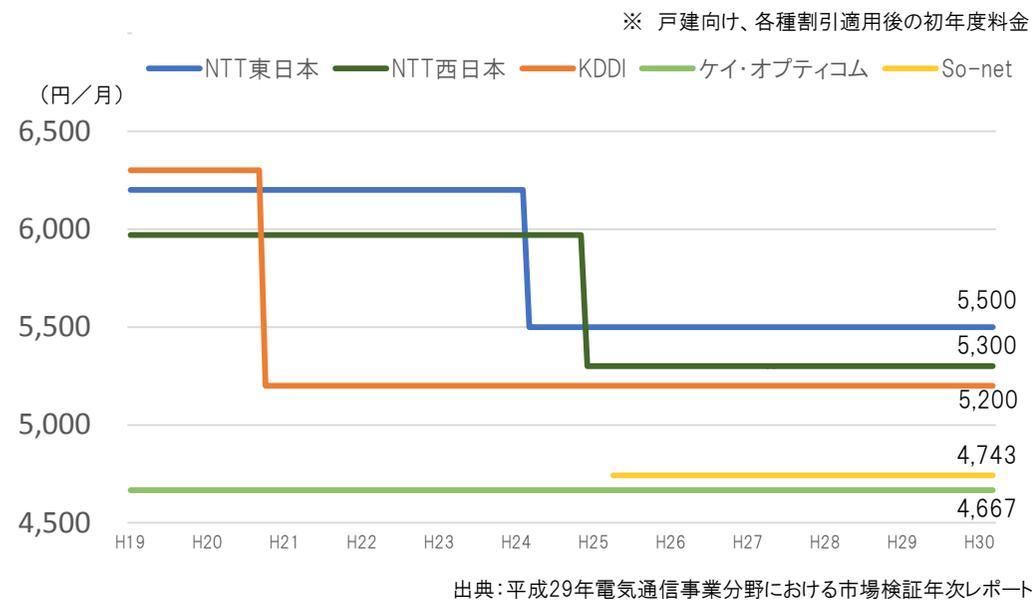
固定系超高速ブロードバンドにおける設備競争の状況



固定系ブロードバンド市場の契約数の推移



FTTHサービスの月額料金の推移

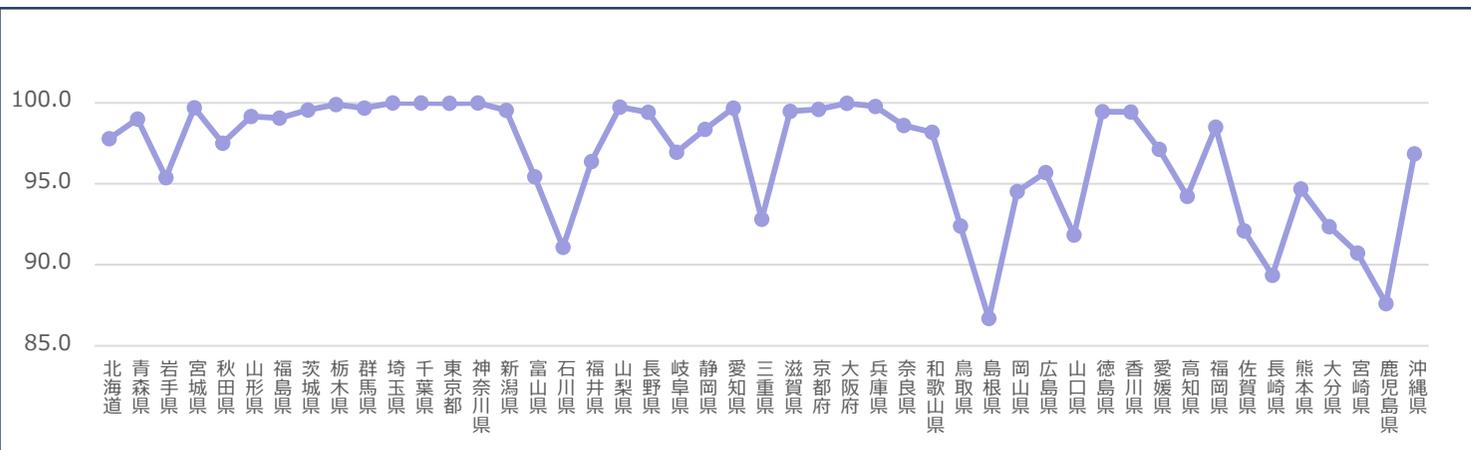


光ファイバ等の整備について

1 検討の背景

- 光ファイバについては、民間による整備を基本としつつ、不採算地域においては、国・自治体の負担により整備を推進。
- 未整備エリアの世帯数は約98万世帯であり、地形・人口密度等から特に採算が厳しい一方、観光等の地域活性化の観点からの整備要望が寄せられている。

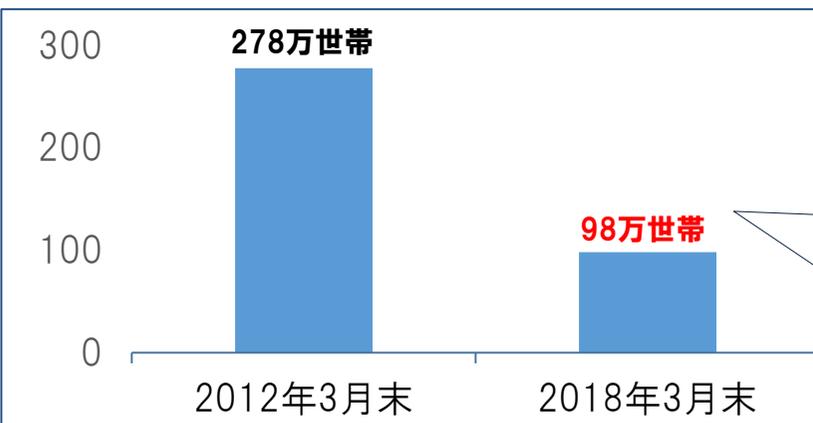
光ファイバ等の整備率



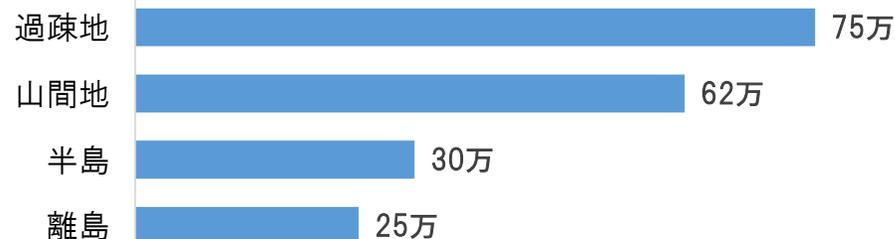
全国整備率
98.3%

住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの。2018年3月末時点。

光ファイバの未整備世帯



地域特性ごとの未整備世帯数(推計値、重複あり)



※未整備世帯の整備には数千億円以上が必要(維持管理費は別途)との試算あり。

情報通信基盤の整備事業に関する状況

1 検討の背景

- 光ファイバや携帯電話基地局等については、民間事業者による整備を基本としつつ、条件不利地域においては国・自治体の負担により整備を行い、自治体や電気通信事業者が運営を行う場合がある。
- 新規整備時以外には国庫補助による財政支援が存在しないため、設備の維持・更新費用の負担が自治体にとって課題となっている。

国・自治体による整備方式

新規整備時

維持・更新時

公設公営	自治体が光ファイバを整備し、自治体が住民にブロードバンドサービスを提供。 (国庫補助、地方財政措置が活用可能なケースあり)
公設民営 (IRU※方式)	自治体が光ファイバを整備し、事業者に貸与。事業者が住民にサービス提供。 (国庫補助、地方財政措置が活用可能なケースあり)
民設民営 (一部負担方式)	事業者が光ファイバを整備し、事業者が住民にサービスを提供。自治体が整備費・維持管理費の一部を負担する場合あり。 (H31年度以降は国庫補助事業新設。地方財政措置が活用可能なケースあり。)

公設公営	設備の維持・更新費用は 自治体が負担 。
公設民営 (IRU方式)	設備の維持・更新費用は 自治体が負担 。維持費用の一部は、IRU契約による設備賃貸料によって、通信事業者の保守委託費と相殺。
民設民営 (一部負担方式)	設備の維持・更新費用は 民間事業者が負担 。 自治体が当該費用の一部を負担する場合がある。

※ IRU:当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期安定的な使用权を契約により設定。

※ 主な事例であり、自治体によって状況等が異なる場合がある。

支援スキーム

情報通信基盤整備推進事業

事業主体:自治体
対象地域:条件不利地域
(離島、過疎地域等)
補助対象:超高速ブロードバンド基盤
(光ファイバ等)



高度無線環境整備推進事業

事業主体:自治体・民間事業者等
対象地域:条件不利地域
(離島、過疎地域等)
補助対象:無線局の前提となる
光ファイバ



財政支援スキームなし(地方財政措置は活用可能なケースあり)

設備更新費用補助等に関する地方自治体等からの要望

自治体A	公設による情報通信基盤整備を推進してきたところであるが、 整備後における設備の更新費用が課題 。
自治体B	公設で整備した超高速ブロードバンドの 設備更新に対する新たな支援制度を創設することを要望 。
自治体C	超高速ブロードバンドの整備に対する支援を強化するとともに、これらの 維持・管理・更新に対する支援措置創設を要望 。

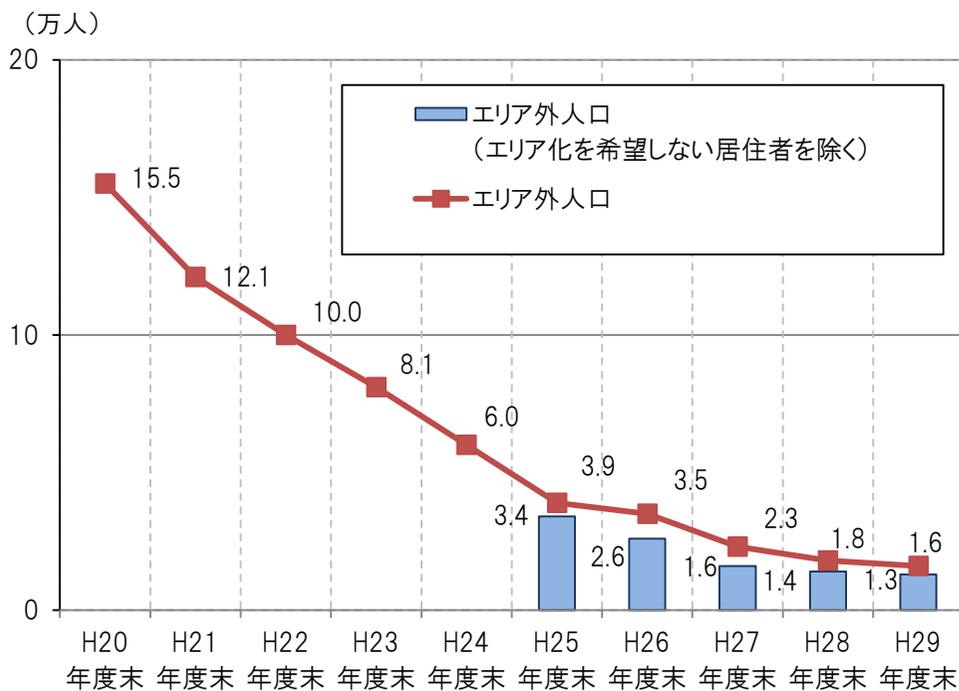
携帯電話の整備について

1 検討の背景

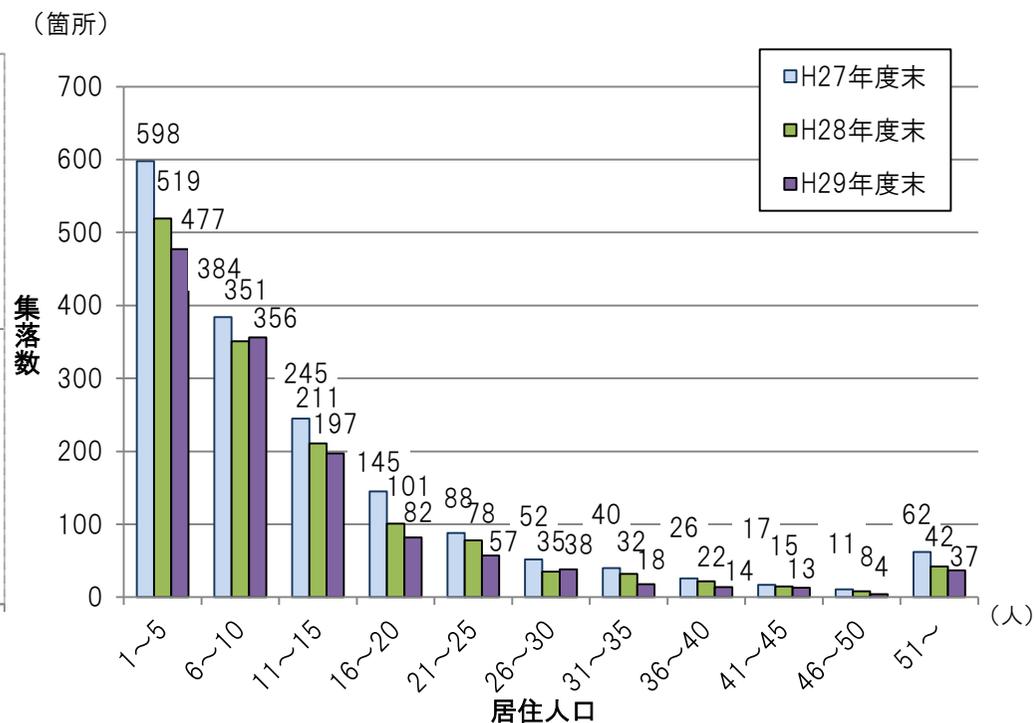
- 携帯電話のサービスエリアにおける居住人口の割合(人口カバー率)は99.99%。
- 携帯電話のサービスエリア外における居住人口(エリア外人口[*])は全国で約1.6万人。うち、エリア化を要望しない居住者を除くと、約1.3万人。
- エリア外集落は1,293箇所。うち、居住人口10人以下の集落が全体の64.4%。エリア化を要望しない集落を除くと1,003箇所。

※ エリア外人口は、平成27年国勢調査人口を基礎とし、平成29年度末時点で自治体に対して実施したサービスエリア外地域の現状調査の結果に基づく。

エリア外人口等の推移



エリア外集落数の推移



電気通信サービスの料金に関する状況

1 検討の背景

- 利用者料金等の提供条件については、現在ユニバーサルサービスの対象となっている**基礎的電気通信役務については契約約款の作成・事前届出義務が存在する一方で、携帯電話サービス及びブロードバンドサービスについては事前規制は存在しない。**
- **携帯電話サービスについては、競争を通じて料金の低廉化が図られてきたが、諸外国と比較して高額な利用料金等の課題が指摘されている。**

電気通信サービスの料金規制の枠組み

料金規制あり

基礎的電気通信役務

契約約款の作成・届出義務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

- 電話、公衆電話、緊急通報
- 光IP電話(OAB～J番号を使用する音声伝送役務で基本料が一定の条件のもの)

指定電気通信役務

保障契約約款の作成・届出義務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が自らの設備を用いて提供するサービスのうち、他事業者の代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

- NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線
- フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等

特定電気通信役務

プライスカップ(上限価格)規制の対象

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

- NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話

料金規制なし

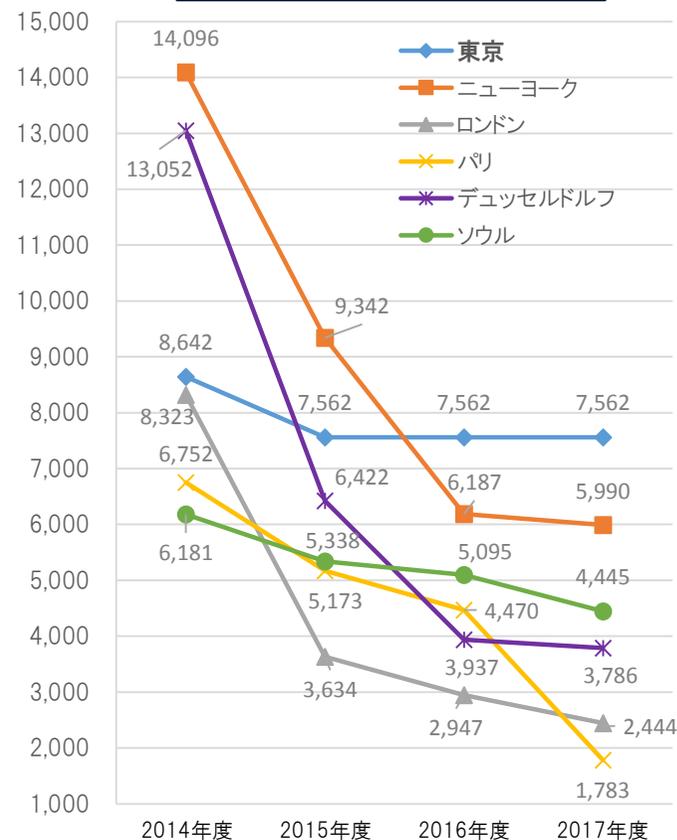
上記以外の電気通信役務
(携帯電話サービス、ブロードバンドサービス等)

事前規制なし
(事後規制)

携帯電話通信料の国際比較

データ容量月5GBのプラン比較

(税込 単位:円)

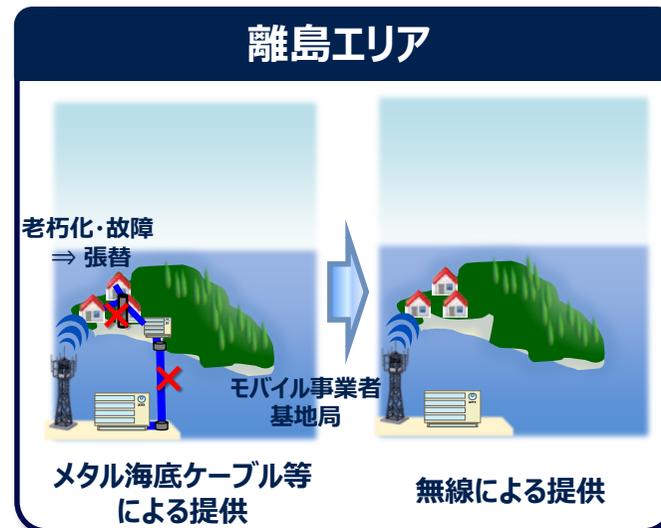
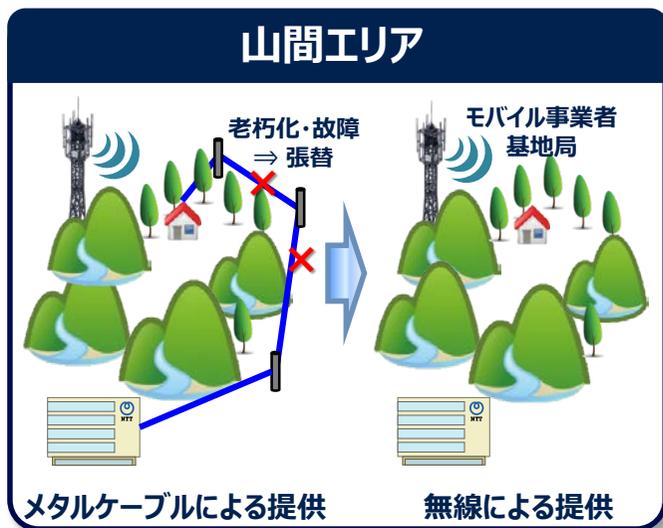


(注1)シェア1位の事業者で比較。シェアの変動により年度によって対象事業者が異なる場合がある。
 (注2)各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。
 (注3)各年度において設定しているモデルの音声通話の分数は異なる。

2 取組の方向性

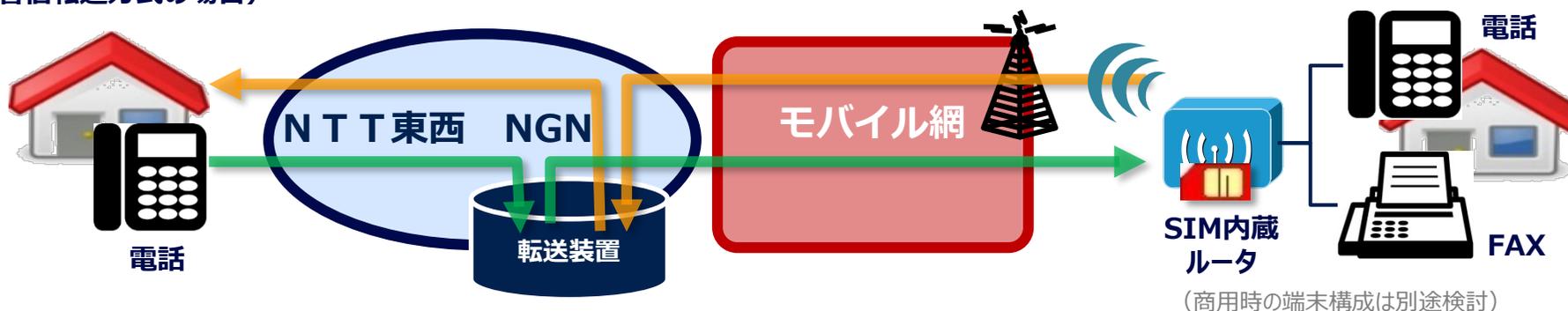
無線技術等を活用した電話サービスの提供

- 山間僻地、離島等の地域においては、固定電話の提供に用いるメタル回線が老朽化した場合にはメタル回線による再敷設が行われることとなるが、再敷設が極めて不経済となる場合が想定される。
- 将来にわたり、現在の提供地域において「電話の役務」を低廉に利用できる状況を持続的に確保するため、NTTからは無線技術の活用等、提供手段の効率化が提案されている。



NTTが検討中の提供方式のイメージ

(着信転送方式の場合)



情報通信審議会等における議論	制度整備
<ul style="list-style-type: none"> ● 1985年の日本電信電話公社の民営化により誕生した日本電信電話株式会社(NTT)に、国民生活に不可欠な電話の役務をあまねく日本全国に安定的な供給を確保する責務が課された。 ● この責務は、1999年のNTT再編後も、NTT持株・東西会社に課されている。 	<p>【昭和60年(1985年)4月】</p> <p>○日本電信電話株式会社法施行</p> <p>【平成11年(1999年)7月】</p> <p>○日本電信電話株式会社法の一部改正施行</p>
<p>【平成8年(1996年)2月】</p> <p>○電気通信審議会答申「日本電信電話株式会社の在り方について」</p> <p>「地域における競争の進展状況を踏まえ、例えば、ユニバーサルサービス確保のための基金を設置するといった新たな制度について検討する必要がある。」旨提言。</p>	
<p>【平成12年(2000年)12月】</p> <p>○電気通信審議会答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」</p> <p>【第一次答申】ユニバーサルサービスの提供を確保するための新たな制度整備が必要」である旨提言。</p> <p>【第二次答申】ユニバーサルサービス基金制度の具体的な制度設計を提言。</p>	<p>【平成13年(2001年)6月】</p> <p>○電気通信事業法の一部改正</p> <p>ユニバーサルサービス交付金制度を導入</p> <p>【平成14年(2002年)6月】</p> <p>○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の制定 等</p>
<p>【平成17年(2005年)10月】</p> <p>○情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補填額の算定方式について、「相殺型の収入費用方式」(不採算地域の赤字を採算地域の黒字で相殺し、相殺できない部分を補填額とする方式)を改め、「ベンチマーク方式」(地域毎の回線あたりのコストが、全国平均費用の一定割合(ベンチマーク)を上回る場合に、そのコストを補填する方式)に変更。 ● 負担事業者の負担金の拠出方法について、負担事業者の「売上高」を拠出比率の算定基準とする方法を改め、負担事業者が使用している「電話番号数」に変更。 	<p>【平成18年(2006年)3月】</p> <p>○電気通信事業法施行規則、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則、電気通信事業報告規則の一部改正</p>
	<p>【平成17年(2005年)12月】</p> <p>○基礎的電気通信役務支援機関(電気通信事業者協会)の指定</p>
	<p>【平成18年(2006年)3月】</p> <p>○適格電気通信事業者の指定(NTT東西を指定)</p> <p>【平成18年(2006年)11月】</p> <p>○ユニバーサルサービス交付金の認可</p>
<p>【平成19年(2007年)9月】 ○情報通信審議会答申</p> <p>加入電話の補填額の算定方法について、負担の抑制の観点から、当面の間の措置として、ベンチマークを従来の「全国平均費用」から、「全国平均費用+標準偏差の2倍」に変更。</p>	<p>【平成19年(2007年)9月】</p> <p>○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正</p>

情報通信審議会等における議論	制度整備
<p>【平成20年(2008年)12月】</p> <p>○情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」 光IP電話がまだユニバーサルサービスに位置付けられず、加入者回線を撤去できない過渡期的な状況において、光IP電話への移行に伴う補填対象額の減少を補正する観点から、「加入電話から光IP電話に移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正を行うことが適当」である旨答申。</p>	<p>【平成21年(2009年)5月】</p> <p>○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正</p>
<p>【平成22年(2010年)12月】</p> <p>○情報通信審議会答申「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」 「ブロードバンドが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」について、光ファイバ整備に抑制的な影響を与える可能性を回避するため、ユニバーサルサービスの対象に「加入電話に相当する光IP電話」を追加することが適当である旨答申。</p>	<p>【平成23年(2011年)4月】</p> <p>○電気通信事業法施行規則等の一部改正 加入電話に相当する光IP電話の基礎的電気通信役務への追加</p> <p>【平成25年(2013年)7月】</p> <p>○電気通信事業法施行規則の一部改正 加入電話に相当する光IP電話の種類の追加</p>
<p>【平成24年(2012年)3月】</p> <p>○情報通信審議会答申「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」 第一種公衆電話の台数について、緊急時における役割を含め、「戸外における最低限の通信手段」の水準を引き下げないよう、現在の台数(10.9万台)を維持すべき旨答申。</p>	
<p>【平成26年(2014年)12月】</p> <p>○情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定電話を、当分の間ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当である旨答申。 携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である旨答申。 	
<p>【平成29年(2017年)3月、9月】</p> <p>○情報通信審議会「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申及び二次答申 「光ファイバや無線の活用により固定電話が現在の加入電話と同等の料金・品質で提供することが可能であり、緊急通報も同様に確保される場合には、サービスを効率的に提供するための選択肢を広げる見地から、これらをユニバーサルサービス提供手段のオプションとして積極的に捉えていく意義がある」旨答申。</p>	